

各主体が連携した周知・広報活動等について

平成29年12月4日
経 済 産 業 省
環 境 省

各主体が連携した周知・広報活動の概要(平成29年度)

①夏場を重点広報期間とした周知・広報活動

エアコンの販売が伸びる夏場を重点広報期間とし、以下の取組を実施。

- ◆ 国、製造業者等、小売業者が連携して作成したポスターを、家電量販店や地域小売店において積極的に掲示
- ◆ 指定法人において、リスティング広告やインターネットニュースサイトにおける記事広告を実施
- ◆ 全国電機商業組合連合会において、業界新聞で組合員向けに広告記事を掲載



②経済産業局・地方環境事務所と商業組合との連携

経済産業局・地方環境事務所と商業組合との連携について、経済産業局・地方環境事務所は、都道府県商業組合総会・理事会・消費者懇談会等で、小売業者や消費者等へ家電リサイクル法に係る説明・意見交換等を実施。

<実績>平成27年度:3地方で8実施、平成28年度:6地方で16実施、平成29年度:5地方で17実施(予定のものも含む)

③経済産業局・地方環境事務所等による家電リサイクルプラント見学会

10月の3R推進月間を中心に、経済産業局・地方環境事務所等は、家電リサイクルプラント見学会を実施し、地方の消費者団体・小売業者等に御参加いただいている。

<実績>平成27年度:7地方で10家電リサイクルプラント
平成28年度:7地方で8家電リサイクルプラント
平成29年度:8地方で10家電リサイクルプラント(予定のものも含む)



④Webサイトにおける情報発信の拡充

経済産業省と指定法人とが連携して、仕組みや排出方法について特設サイトにより情報発信。製造業者等や小売業者などのホームページ等においてリンクを設けていただいている。

閲覧数を踏まえ、経済産業省のホームページのトップページにも特設サイトのリンクバナーを掲載。



- 家電リサイクル法に係る周知・広報活動をより効果的に実施するため、平成29年度は以下の取組を実施中。

【周知・広報に係る新たな取組(いずれも取組実施途上)】

- ① 周知・広報等に関する専門家へのヒアリングを実施し、これまでの周知・広報活動やコンテンツについて、評価や今後の方策を伺う(下記②及び③についても、ヒアリングにより得られた知見を活用。)
- ② 家電リサイクルプラント見学会などのイベントにおける情報が、マスメディアを通じてより多くの消費者に伝わるよう、マスメディアへの情報提供等を充実させる。
※平成29年度は、経済産業局等の情報提供により、2度のテレビ報道が実現。
- ③ 国、製造業者等、小売業者が連携して作成するポスターについて、消費者団体や自治体の意見も聴きながら、改訂版を作成。改訂版ポスターは、幅広い場において掲示してもらえらるものとする。
- ④ 小売業者以外で排出者から家電4品目の排出に係る問合せを受ける機会が多いと考えられる、引越業者や建物解体事業者に向けた説明資料を作成。